



第 149 回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年 6 月 28 日（火曜日）
午前 10 時

開催
場所

神奈川県川崎市川崎区日進町 1 番地
川崎日航ホテル 11 階「橘」
(末尾記載の案内図をご参照ください。)

株主総会にご出席いただけない場合
書面（郵送）またはインターネット等により議決
権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使期限：2022年 6 月 27 日（月曜日）
午後 5 時
(議決権行使方法については、後述の 3 頁から 4
頁をご確認ください。)

目次

・ 第149回定時株主総会招集ご通知	1
・ 事業報告	5
・ 連結計算書類	20
・ 計算書類	23
・ 監査報告書	26
・ 株主総会参考書類	
第 1 号議案 剰余金の配当の件	32
第 2 号議案 定款一部変更の件	32
第 3 号議案 取締役（監査等委員で ある取締役を除く。） 4 名選任の件	35
第 4 号議案 監査等委員である取締役 4 名選任の件	37

東亜石油株式会社

証券コード：5008

(証券コード5008)
2022年6月8日

株 主 各 位

神奈川県川崎市川崎区水江町3番1号

東亜石油株式会社

代表取締役社長 原 田 和 久

第149回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第149回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全確保および感染拡大防止のため、株主様には可能な限り書面またはインターネット等による議決権の事前行使をお願いするとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用等の対策のご検討をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保および感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、3頁から4頁のご案内に従って同封の議決権行使書用紙またはインターネット等により、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
川崎日航ホテル 11階「橘」
(末尾記載の案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第149期（自2021年4月1日至2022年3月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第149期（自2021年4月1日至2022年3月31日）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の書類につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.toaoil.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付の添付書類には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類には、本招集ご通知添付のもののほか、当社ウェブサイトに掲載した以下の書類も含まれております。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

4. 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2022年 6 月28日（火曜日）午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年 6 月27日（月曜日）午後 5 時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2022年 6 月27日（月曜日）午後 5 時入力完了分まで

- ①株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ②株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。
- ③議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

※インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以 上

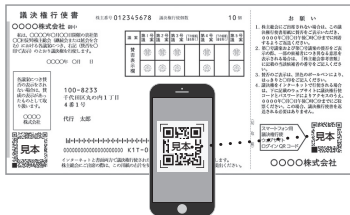
1. 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<https://www.toaoil.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

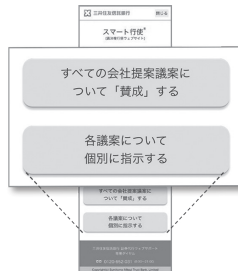
「議決権行使コード」および「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

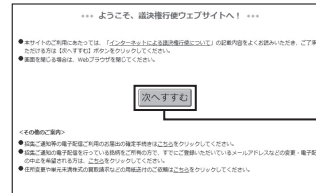


一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

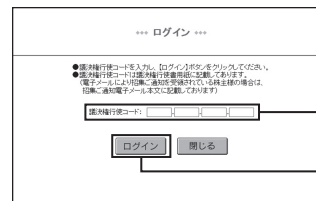
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



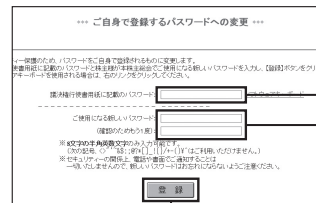
「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコン・スマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）（受付時間 9:00～21:00）

(添付書類)

事業報告

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響を受け、厳しい状況が続きました。ワクチン接種が本格的に始まり、その効果が期待されたものの、ブレイクスルー感染や変異株の拡大等、感染症収束の見通しが立たず、不透明な状況が続きました。

原油価格については、ドバイ原油で2021年4月に1バレルあたり61ドル台から始まり、欧米を中心に新型コロナウイルスワクチン接種が拡大したことで、経済回復への期待感に支えられ7月上旬には75ドル台となりました。その後、デルタ株の世界的な流行懸念から65ドル台まで下落するも、一部の産油国からの供給制約による需給の引き締め等背景に上昇に転じ、10月下旬には84ドル台となりました。12月末からは需給の引き締めに加え、ロシアのウクライナ侵攻等により大幅に上昇し、2022年3月末には105ドル台となりました。

このような状況にあって、石油事業・電気事業を経営の柱にしている当社グループは、石油事業においては、出光興産株式会社との受託精製契約のもとで受託精製を行い、また、電気事業においては、東京電力エナジーパートナー株式会社との電力受給契約が2021年3月31日にて契約満了を迎えたため、2021年4月1日以降は出光興産株式会社との受託発電契約のもとで受託発電を行っております。

石油事業につきましては、一部設備において触媒再生工事および清掃工事を実施したものの、年間を通じて石油精製設備は概ね安定的に操業いたしました。しかしながら、第1四半期から第3四半期にかけては石油製品と原油・原料油の価格差が前年と比較して縮小したこと等により厳しい状況となりました。第4四半期においてはエネルギー価格の上昇に伴い石油製品と原油・原料油の価格差が拡大しました。当連結会計年度の原油・原料油処理量は4,067千kl（前期比4.1%増）となりました。

石油事業の売上高は22,373百万円（前期比2.3%減）、営業利益は1,071百万円（前期比29.6%減）となりました。

電気事業につきましては、年間を通じて発電設備は概ね安定的な操業を行いました。前連結会計年度と同様、冬場の電力価格高騰により、電力市場価格と発電用燃料油コストの差が想定と比較して拡大しました。当連結会計年度の取引電力量は、1,459百万kWh（前期比15.1%増）となりました。

電気事業の売上高は5,559百万円（前期比10.1%減）、営業利益は1,858百万円（前期比53.5%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高26,747百万円（前期比6.2%減）、営業利益2,930百万円（前期比7.2%増）、経常利益2,894百万円（前期比7.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,128百万円（前期比8.5%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社グループにおける当連結会計年度中の増資、新規の長期借入等はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症流行の影響により先行きが見通せない状況にあります。石油業界においても、ウクライナ情勢を背景とした世界的なエネルギー資源価格の高騰や、従来から続く構造的な国内製品需要減少に加え、世界的な脱炭素の流れが加速していること等により事業構造の変革が迫られており、厳しい事業環境が想定されます。

当社グループにおいては、経験に基づく技術と知識を持った熟練社員の多くが定年を迎え、引き継ぐ社員が急激に若返るといった大規模な世代交代の時期にあり、定期修理工事の周期延長による経験の機会の減少等、人材配置や技術伝承についての課題が顕在化しております。

また、経年による多くの設備のメンテナンスコスト増加に対し、石油製品の需要減少による設備稼働率減少の傾向もみられており、これまで以上に生産効率向上やコスト管理が重要な状況にあります。

このような状況の中、エネルギー供給を社会的使命とする当社グループは、製油所としての勝ち残りを果たすため、「首都圏トップの効率/精製コストと設備信頼性を備え、社員のやりがいと安全文化が根付いた会社」をありたい姿とし、「安全」「設備信頼性」「効率」「従業員満足度」の四項目について目標を設定し取り組むことで、首都圏へのエネルギー供給の一翼を担う石油精製・発電のエキスパートとして社会が求めるエネルギーを提供してまいります。

① 安全

製油所・発電所という危険物を取り扱う大規模で高度な設備の操業を行う当社にとって、安全は経営の基盤であり、当社はHSSE（健康・安全・危機管理・環境）の確保を経営理念の第一に掲げております。事故ゼロ・災害ゼロ・環境トラブルゼロおよび品質事故ゼロの取り組みを継続するとともに、管理者・監督者がルール遵守を自ら行動をもって示す「率先垂範」の活動を継続し、安全文化の浸透と定着を進めてまいります。

また、2022年度冬季に実施する京浜製油所の定期修理工事および水江発電所の定期整備工事は製造・発電設備を全て停止する大規模なものになります。これら工事の実施にあたっては、運転再開時の環境保全、工事施工時の安全の確保を確実なものとするため、万全を期した体制を取ってまいります。

② 設備信頼性

当社の強みである「付加価値の高い設備構成」と「一大需要地である京浜地区への立地」を最大限に活かすためには、京浜製油所および水江発電所の設備信頼性を向上させ、エネルギーを安定的に供給することが大前提だと認識しております。設備の老朽化が進行する中、計画的で無駄のないメンテナンスを実施するとともに、IT等の最新技術を積極的に導入することで予防保全を充実させ、設備の信頼性向上を図ってまいります。

また、世代交代や経験の機会の減少等の課題に対しては、積極的な経験者採用や将来を見据えた要員計画の整備、さらなる教育研修機会の創出に取り組み、技術力と設備信頼性の維持向上を図ってまいります。

③ 効率

石油製品の需要減少や脱炭素の世界的な流れ等、競争が激化する環境において、設備投資による付加価値の向上だけでなく、省エネ、ロス削減、原油・原料油確保による増産等、日々の操業における付加価値向上策により収益を拡大してまいります。

また、収益効率のみでなく、適正な人員配置や先端技術の導入による業務の自動化や日々の業務効率向上に対する取り組みも進めてまいります。

④ 従業員満足度

「首都圏トップの効率/精製コストと設備信頼性を備え安全文化が根付いた会社」を実現するには、当社グループで働く全ての従業員がやりがいを感じ、組織としての一体感のある会社となることが重要と考えております。

業務改善活動を推進し、生産性を向上させるのみならず、従業員一人ひとりが改善活動を通じて成功や成長を実感しやりがいを向上すると同時に、当社グループで働くことの役割を認識し、安心感と納得感を高めて、風通しの良い、持続的に発展する会社を目指してまいります。

また、リモートワークの推進や人材流動化等、新しい働き方が世の中で広まっていく中で、当社グループにおいても固定観念に捉われず、労働環境の改善に取り組んでまいります。

なにとぞ、株主の皆様におかれましては、企業価値を高めるための当社グループの取り組みに対して一層のご支援とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2018年度 第146期	2019年度 第147期	2020年度 第148期	2021年度 第149期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	30,760	34,596	28,506	26,747
経 常 利 益 また は 経 常 損 失 (百万円)	4,169	△400	2,699	2,894
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失 (百万円)	2,775	△1,421	1,962	2,128
1株当たり当期純利益または当期純損失 (円)	223.11	△114.28	157.74	171.11
総 資 産 (百万円)	94,947	81,326	94,567	88,450
純 資 産 (百万円)	28,667	26,706	28,221	30,016

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、当期純利益または当期純損失を期中平均の発行済株式の総数（自己株式数を控除）で除して算出しております。
2. 2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益は当該株式併合が第146期期首に行われたと仮定し、算定しております。
3. 第147期は2019年3月27日の第146回定時株主総会の決議により、事業年度末日を従来の12月31日から3月31日に変更したため、2019年1月1日から2020年3月31日までの15ヵ月となっております。
4. 第149期期首より「収益認識に関する会計基準」（改正企業会計基準第29号 2020年3月31日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（改正企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は出光興産株式会社であり、同社は当社株式を6,234千株（出資比率50.1%）保有しております。

当社は、出光興産株式会社との間で受託精製契約を締結しており、同社が調達した原油および原料油を当社石油精製設備にて精製し、生産された石油製品を同社へ供給しております。受託精製における当社の報酬は、市場価格を基に算定した原油、原料油および石油製品の価格を基に、生産した石油製品の価値と受け入れた原油および原料油の価値を評価し、その価値の差額から当社の石油精製に係る費用を差し引いて算定される石油精製における付加価値を当社と同社との間で配分するように定めております。報酬の配分においては、原油価格の急激な変動等により、石油精製における付加価値が一時的に大きくマイナスになるといったリスクを軽減するための仕組みを設けております。

また、当社は同社との間で受託発電契約を締結しており、石油精製の過程において発生する副生ガスを使用し当社発電設備にて発電した電力を同社へ供給しております。受託発電による当社の報酬は、受託精製と同様に、電力市場価格および石油市場価格を基に算定した電力および発電用燃料の価格を基に、当社にて発電した電力の価値と使用した燃料の価値を評価し、その価値の差額から、一定の稼働率を前提として計算した発電に係る費用を差し引いて算定される発電における付加価値を同社との間で配分するように定めております。受託発電においても、電力市場価格の変動等により、発電における付加価値がマイナスになるといったリスクを軽減するための仕組みを設けております。

また、当社は同社との間で金融取引契約を締結し、当社の運転資金については、同社のグループファイナンスにより調達しております。

当社が親会社とこれらの取引をするに当たっては、市場価格等の透明性のある価格を基に合理的な取引条件を決定しております。また、当社と親会社が重要な契約を締結する際は、少数株主保護の観点から、取締役会で審議することとしており、すでに締結している契約についても、定期的または必要に応じて見直しをすることとしております。取締役会での審議過程において、社外取締役を中心とした監査等委員が、当社と親会社との間の取引に係る取引条件の公正性が確保されるよう監視しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
東 亜 テ ッ ク ス 株 式 会 社	40百万円	100%	当社の構内作業等の受託

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

④ その他

技術援助等の提携を行っている主な相手先は、米国：ExxonMobil Catalysts and Licensing, LLC（2022年4月1日より社名はExxonMobil Technology and Engineering, LLC）、日本：日揮ユニバーサル株式会社および出光興産株式会社であります。

(7) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品 （事業内容）
石 油 事 業	出光興産株式会社との受託精製契約のもとで原油・原料油の受託精製事業を行っております。
電 気 事 業	出光興産株式会社との受託発電契約のもとで受託発電事業を行っております。

（注） 当社グループの事業内容から判断し、主要製品ではなく事業内容を記載しております。
電気事業においては、東京電力エナジーパートナー株式会社との電力受給契約が2021年3月31日にて契約満了を迎えたため、2021年4月1日以降は出光興産株式会社との受託発電契約のもとで受託発電を行っております。

(8) 主要な営業所および工場

名	称	所 在 地
当 社 本 社		神奈川県川崎市川崎区水江町3番1号
当 社 京 浜 製 油 所		神奈川県川崎市川崎区水江町3番1号
当 社 水 江 発 電 所		神奈川県川崎市川崎区水江町3番1号

(9) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
石油事業	478名	10名増
電気事業	33	1名増
合計	511	11名増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり社外への出向者は含まず、受入出向者を含んでおります。
 2. 従業員数は、臨時雇用（パートタイマー）年間平均雇用人数（8時間換算）14名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借入先	借入額
出光興産株式会社	15,687 百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2022年4月、当社が過去に生産しました石油製品において、揮発油等の品質の確保等に関する法律および販売を担当する出光興産株式会社との取り決めに基づいた製品試験項目の一部を実施していなかったことが判明しました。

当該不適切行為は判明後ただちに是正を行い、2022年4月27日以降すべての製品試験を実施しております。また、出荷した製品の品質については調査の結果、安全上問題ないことを確認しております。当社は本件を重大に受け止め、2022年5月18日に外部の専門家および当社独立社外取締役を委員とする特別調査委員会を設置し、調査を実施しております。

本件につきましては、お客様ならびに関係先の皆様の信頼を損なう事態を招きましたことを深く反省し、心からお詫び申し上げます。今後は、品質管理体制の強化を図り、再発防止に全力で取り組んでまいります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,439,326株（自己株式4,174株を除く。）
- (3) 株主数 1,660名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
出 光 興 産 株 式 会 社	6,234千株	50.1%
B N Y M A S A G T / C L T S N O N T R E A T Y J A S D E C	3,518	28.3
C O R N W A L L M A S T E R L P	400	3.2
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	218	1.8
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 4)	142	1.1
U B S A G L O N D O N A / C I P B S E G R E G A T E D C L I E N T A C C O U N T	130	1.0
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	112	0.9
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	100	0.8
D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O	98	0.8
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	93	0.8

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式（4,174株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
原 田 和 久	取締役社長（代表取締役）	
白 木 郁	取締役副社長（代表取締役）	
栢 昭 彦	取締役（京浜製油所・水江発電所担当 兼 京浜製油所長）	
宍 戸 康 行	取締役（人事総務・経営管理・環境安全担当）	扇島石油基地株式会社代表取締役社長
澤 正 彦	取締役	出光興産株式会社上席執行役員
小 川 宗 一	取締役（監査等委員）	
木 村 滋	取締役（監査等委員）	イーレックス株式会社社外取締役
中 村 新	取締役（監査等委員）	弁護士（銀座南法律事務所）
久 保 恵 一	取締役（監査等委員）	公認会計士（公認会計士久保恵一事務所） 株式会社Success Holders社外取締役 株式会社GRCS社外取締役

- (注) 1. 行動原則は社長が担当しております。また、監査倫理室は、社長の直轄となっております。
2. 取締役 木村 滋氏、中村 新氏および久保 恵一氏は、社外取締役であります。
3. 取締役 木村 滋氏、中村 新氏および久保 恵一氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 取締役 久保 恵一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、監査倫理室との密な連携を図るため、監査等委員の小川 宗一氏を常勤監査等委員に選定しております。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の総額等

役員区分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の種類別の額(百万円)		報酬等の額 (百万円)
		固定報酬	業績連動報酬	
		月額報酬	賞与	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6 (一)	73 (一)	— (一)	73 (一)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5 (3)	42 (25)	— (一)	42 (25)
合 計	11	115	—	115

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額20,400千円は含まれておりません。
2. 上記取締役の支給人員・報酬等には、2021年6月24日開催の第148回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
3. 当社の社外役員が当社の親会社等ならびに親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬はありませんので記載を省略しております。

② 業績連動報酬等に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績向上に対する意識を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して業績連動報酬等として賞与を支給しております。

業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結営業利益、連結当期純利益、石油精製設備および発電設備の操業状況等の事業実績であり、また、当該業績指標を選定した理由は事業年度における業績向上への成果ならびに社会に求められるエネルギーの提供状況を客観的に測ることができる指標であるためであります。

業績連動報酬の算定方法は、当該業績指標と過去の支給実績を基に、国内のエネルギー市場状況等の事業環境を踏まえ、総合的に勘案して算定しております。

なお、当事業年度を含む連結営業利益、連結当期純利益の推移は1.（5）財産および損益の状況の推移、当事業年度の石油精製設備および発電設備の操業状況は1.（1）事業の経過およびその成果に記載のとおりであります。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の総額は、2016年3月28日開催の第143回定時株主総会の決議により、年額192百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と定めております。なお、決議時の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名であります。

監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である月額報酬のみで構成されており、その総額は2016年3月28日開催の第143回定時株主総会の決議により年額48百万円以内と定めております。なお、決議時の監査等委員である取締役の員数は3名であります。また、2019年3月27日の第146回定時株主総会の決議により、監査等委員である取締役の員数を4名へ増員しておりますが、監査等委員である取締役の報酬の総額についての変更はございません。月例報酬額の算定にあたっては、監査等委員会での協議を経て決定しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、担当領域の規模および責任に応じた適正な水準とすることを基本方針とし、業務執行取締役（監査等委員を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬（金銭報酬）により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役の報酬に関しては、独立性の確保の観点から、基本報酬のみを支払うことと定めております。

基本報酬の個人別の報酬等の額は、業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く）については、月例の固定報酬とし、株主総会にて決議された報酬総額の範囲内で役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案して決定しております。監査等委員である取締役については、固定報酬のみで構成され、株主総会にて決議された報酬の範囲内で、監査等委員会における業務の分担等を勘案して決定することとしております。

業績連動報酬は、業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く）の事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績指標を反映した現金報酬としております。なお、業績連動報酬は、②に基づき算出した支給額を役員賞与として株主総会の決議により、業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務執行に対する責任の客観的評価を得ることで決定し、支給がある場合は、毎年7月に支給することとしております。

また、決定方針の決定方法は、取締役会の決議に先立ち、独立社外取締役に対して決定方針の説明を行い、適切な助言を得た後に、2021年3月24日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月24日開催の取締役会にて代表取締役社長 原田 和久氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当業務における業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会の決議に先立ち独立社外取締役に対して説明を行い、適切な助言を得た後に、決議をしております。決定方針についても独立社外取締役の適切な助言を得て決議していることから、取締役会も当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	木 村 滋	①取締役会への出席状況、発言状況 当事業年度において10回開催された取締役会に、10回出席し、また、10回開催された監査等委員会に10回出席しました。主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営全般に関する助言、適切な意見の表明がありました。 ②社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を基に当社の経営を監督し、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与いただきました。
社外取締役	中 村 新	①取締役会への出席状況、発言状況 当事業年度において10回開催された取締役会に、10回出席し、また、10回開催された監査等委員会に10回出席しました。主に弁護士としての専門的見地から、当社経営上有用な指摘、適切な意見の表明がありました。 ②社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 弁護士としての法令に関する高度な能力・見識等を基に当社の経営に関し助言を頂戴することにより、当社取締役会の監督機能の強化に寄与いただきました。
社外取締役	久 保 恵 一	①取締役会への出席状況、発言状況 当事業年度において10回開催された取締役会に、10回出席し、また、10回開催された監査等委員会に10回出席しました。主に公認会計士としての専門的見地から、当社経営上有用な指摘、適切な意見の表明がありました。 ②社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 公認会計士として財務・会計についての高度な能力・見識等を基に当社の経営に関し助言を頂戴することにより、当社取締役会の監督機能の強化に寄与いただきました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役 5 名（澤 正彦氏、小川 宗一氏、木村 滋氏、中村 新氏、久保 恵一氏）との間で、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む）の全員を被保険者とする会社法第430条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる損害賠償金、争訟費用等の損害が填補されることとなります。なお、当該保険契約の概要等は以下のとおりであります。

① 被保険者の範囲

当社役員、社外派遣役員および退任役員

② 保険契約の内容の概要

イ. 被保険者の実質的な保険等負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。

ロ. 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。

ハ. 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしている。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,430千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,430千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員より、解任した旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会におきまして報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、以下のとおり取締役会において決議しており、本内容に沿った整備を進めております。

当連結会計年度におきましては、個人および組織のコンプライアンスに対する意識向上を図るため、社員研修およびWebラーニング等による教育を継続し、コンプライアンス意識やITセキュリティ意識の浸透・高揚に努めました。

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および従業員の法令遵守と社会に対する責任の認識を明確にするため、行動原則および独占禁止法、公務員贈賄防止法その他主要な規制法令に関連する規程を定め、遵守に向けた取り組みを徹底する。
- ② 取締役会は、すべてのステークホルダーに対する責任を果たすべく、法令、定款および取締役会規程等の社内規程に則り、経営戦略等重要事項について決定するとともに業務執行を監督する。また、監査等委員である取締役（過半数は社外取締役（独立役員））を選任して監査等委員会を設置し、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図る。
- ③ 監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という）および監査等委員会は、内部統制の整備・運用状況を監査し、取締役（監査等委員を除く）と定期的に情報および意見の交換を行う。
- ④ 行動原則担当役員、コンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置し、部門横断的な法令遵守体制の確立と統括を図る。
- ⑤ HSSE（健康・安全・危機管理・環境）の確保に関する実施状況について、内部監査を実施するとともに各種外部監査により実施状況の検証を行う。
- ⑥ 監査部門である監査倫理室は代表取締役へ直接のレポートラインをもち、各部門の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に対する監査を定期的に行うとともに、その結果とその後の改善状況を監査委員会に報告する。
- ⑦ 財務報告の適正性および法令遵守状況等について、各取締役（監査等委員を除く）および各部室長から、定期的に確認書等の提出を求め、代表取締役社長は財務報告に係る内部統制の評価、報告を行う。
- ⑧ 従業員等が法令遵守や社会に対する責任を果たさうえて問題とを感じる場合に、これを相談できる内部通報制度（倫理ヘルプラインおよび社外相談窓口）と代表取締役および行動原則担当取締役への直接相談制度（オープンドアポリシー）を設け、これを周知する。また、その運用にあっては通報を行った者の秘匿性の確保と不利益の防止に努めることを規程に定める。
- ⑨ 社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これらの団体・個人への対応は人事総務部が所管し、警察などの外部機関と密接に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 情報セキュリティおよび情報管理に関する規程を定め、その種類や重要度に応じて適切に作成、保管、廃棄する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、安全に保管・管理する。
- ③ 情報開示に関する規程を整備し、適時かつ適切に情報を開示する体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① HSSE基本方針（健康・安全・危機管理・環境についての基本方針）を定め、社長を委員長とするHSSE委員会のもとにHSSEに関する専門の委員会、部会を置いて全社的な活動をし、管理体制を定期的に監査し、改善につなげる。

- ② 当社グループを取り巻く様々な潜在的リスクについては、それらのリスクを特定・分析しその特性に応じた対応策を講じるとともに、定期的にその有効性について評価し、必要に応じて見直しを行う。
- ③ 災害や事故等の不測の事態発生時においても重要な事業を継続させるために、危機管理計画ならびに事業継続計画を定め、定期的に訓練と見直しを行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 迅速な意思決定が行えるよう、重疊的な階層を極力排除した組織とするとともに、業務執行の重要事項については取締役会が決定する。
- ② 取締役会・経営会議ならびに各取締役（監査等委員を除く）の決裁権限を明確に定め、機動的な意思決定が可能となるように、必要に応じて決裁権限委譲の手続を行う。
- ③ 重要な事項の決定に際しては、各部門の専門的見地からの意見を反映させるために、各種委員会を組織して、取締役会、経営会議ならびに各決裁権限者の諮問に対する答申を行う。
- ④ 中期経営計画、年度予算等を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。
- ⑤ 経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するため、情報セキュリティが確保されたIT環境を常に整備し、業務の効率化を図る。

5. 当社および子会社からなる企業集団の業務の適正性を確保するための体制

- ① 当社グループは、当社の行動原則、HSSE基本方針（健康・安全・危機管理・環境についての基本方針）、その他の重要な基本方針等の精神を共有し、当社とともにこれらを実践する。
- ② 子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ全体の経営における適正かつ効率的な運営を図るため、子会社管理に係る「関係会社管理規程」にこれを定める。
- ③ 子会社の業務の適正性を確保するため、必要に応じて取締役および監査役を派遣するほか、子会社の事業運営に関する重要事項については当社の事前承認を必要とする。
- ④ 子会社の管理責任部署を定め、管理責任部署は子会社を取り巻く様々なリスクの特定および分析を行い、それらのリスクの特性に応じた対応策を子会社各社とともにマネジメントする。その状況については適宜、経営会議へ報告することで、グループ全体におけるリスクを統括する。
- ⑤ 監査倫理室は子会社を定期的な監査の対象とし、子会社の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に関する監査を行うとともに、その結果とその後の改善状況を監査委員会に報告する。
- ⑥ 子会社等の責任者に対し、財務報告の適正性および法令遵守等に係る諸施策の実施状況について定期的に確認書の提出を求め、その実効性を確認するとともに、定期的な見直しを行う。また、監査倫理室ならびに監査等委員による業務監査によって、実施状況の検証を行う。
- ⑦ 子会社の従業員等が法令遵守や社会に対する責任を果たすうえで問題とを感じる場合には、親会社である当社の内部通報制度（倫理ヘルプラインおよび社外相談窓口）を利用できる。

6. 監査等委員がその職務を補助すべき従業員を求めた場合における当該従業員に関する事項

- ① 必要に応じ、監査等委員の職務を補助する従業員を配置する。
- ② 前項の従業員の人数、人選等については監査等委員との間で協議のうえ決定する。

7. 前号の従業員の取締役（監査等委員を除く）からの独立性および監査等委員の当該従業員に対する指示の実効性確保に関する事項

- ① 監査等委員の職務を補助する従業員は、監査等委員の指揮・命令に服する。人事異動、処遇の変更については監査等委員会の同意を要するものとする。

8. 取締役および従業員等が監査等委員に報告をするための体制その他監査等委員への報告に関する体制

- ① 当社および子会社の役員および従業員等、またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査等委員から業務執行について報告を求められた場合、または当社グループ経営に著しく影響を及ぼす重要事項やコンプライアンス違反等の事実が生じた場合には、定められた諸規程に則り、速やかに当社監査等委員に報告するものとする。
- ② 前号の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底する。
- ③ 当社監査等委員と子会社の監査役は定期的に情報交換会を開催し、当社グループ全体の監査の充実を図る。
- ④ 内部通報制度の通報状況について、通報を行った者の秘匿性を確保したうえで定期的に監査等委員へ報告を行う。

9. 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査等委員の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、一定額の予算を設ける。監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は業務執行状況を把握するため、必要に応じ重要な会議に出席できる。また、議事録が作成された場合は、その事務局はこれを監査等委員会に送付する。
- ② 監査倫理室または会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査等委員および監査等委員会にも報告されるものとし、監査等委員、監査等委員会および監査倫理室は会計監査人との間で定期的な情報交換を行う。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、出光興産グループのエネルギー安定供給の一翼を担う石油精製会社であり、同グループ各社との連携を一層強化し、事業の持続的発展を図ります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	36,039	流 動 負 債	46,076
現金及び預金	506	短期借入金	15,687
売掛金	3,716	未払揮発油税等	23,215
棚卸資産	4,194	賞与引当金	529
立替揮発油税等	25,536	役員賞与引当金	9
その他の他	2,084	資産除去債務	5
		その他の他	6,630
固 定 資 産	52,411	固 定 負 債	12,357
有形固定資産	46,527	特別修繕引当金	2,870
建築物	3,599	定期修繕引当金	7,731
構築物	5,523	退職給付に係る負債	1,338
機械及び装置	15,097	資産除去債務	192
土地	19,943	その他の他	223
建設仮勘定	325		
その他の他	2,037	負 債 合 計	58,434
無形固定資産	301	純資産の部	
投資その他の資産	5,583		百万円
投資有価証券	948	株 主 資 本	29,891
繰延税金資産	3,929	資 本 金	8,415
その他の他	704	資本剰余金	4,323
		利益剰余金	17,161
		自己株式	△ 7
		その他の包括利益累計額	124
		退職給付に係る調整累計額	124
		純 資 産 合 計	30,016
資 産 合 計	88,450	負債及び純資産合計	88,450

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年 4 月 1 日)
(至 2022年 3 月31日)

	百万円	百万円
売上高		26,747
売上原価		22,387
売上総利益		4,360
販売費及び一般管理費		1,430
営業利益		2,930
営業外収益		
受取利息及び配当金	5	
受取賃貸料	13	
受取保証料	31	
その他	2	52
営業外費用		
支払利息	61	
有形固定資産処分損	7	
賃借料	12	
その他	6	87
経常利益		2,894
特別利益		
投資有価証券売却益	135	
関係会社事業整理損失戻入額	50	186
特別損失		
投資有価証券売却損	25	
投資有価証券評価損	5	
その他	1	33
税金等調整前当期純利益		3,047
法人税、住民税及び事業税	1,013	
法人税等調整額	△ 93	919
当期純利益		2,128
親会社株主に帰属する当期純利益		2,128

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2 0 2 1 年 4 月 1 日 残 高	百万円 8,415	百万円 4,323	百万円 15,530	百万円 △ 7	百万円 28,261
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 497		△ 497
親会社株主に帰属する当期純利益			2,128		2,128
自 己 株 式 の 取 得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	1,630	△ 0	1,630
2 0 2 2 年 3 月 3 1 日 残 高	8,415	4,323	17,161	△ 7	29,891

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2 0 2 1 年 4 月 1 日 残 高	百万円 82	百万円 △ 122	百万円 △ 39	百万円 28,221
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△ 497
親会社株主に帰属する当期純利益				2,128
自 己 株 式 の 取 得				△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△ 82	246	164	164
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△ 82	246	164	1,794
2 0 2 2 年 3 月 3 1 日 残 高	—	124	124	30,016

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
百万円		百万円	
流動資産	35,554	流動負債	46,062
現金及び預金	17	短期借入金	15,687
売掛金	3,714	未払金	222
原材料及び貯蔵品	4,193	未払費用	2,316
前渡金	351	未払法人税等	849
前払費用	353	未払消費税等	3,205
関係会社短期貸付金	130	未払揮発油税等	23,215
未収入金	409	賞与引当金	495
立替揮発油税等	25,536	役員賞与引当金	9
その他	847	資産除去債	5
		その他	57
固定資産	52,760	固定負債	12,828
有形固定資産	46,475	退職給付引当金	1,809
建物	3,599	特別修繕引当金	2,870
構築物	5,523	定期修繕引当金	7,731
油槽	1,513	資産除去債	192
機械及び装置	15,097	その他	223
車両運搬具	22		
工具、器具及び備品	449	負債合計	58,890
土地	19,943		
建設仮勘定	325	純資産の部	
無形固定資産	298		百万円
ソフトウェア	293	株主資本	29,423
その他	4	資本金	8,415
		資本剰余金	4,687
投資その他の資産	5,985	資本準備金	4,687
投資有価証券	448	利益剰余金	16,328
関係会社株	540	利益準備金	499
長期前払費用	78	その他利益剰余金	15,829
前払年金費用	339	固定資産圧縮積立金	546
繰延税金資産	3,954	繰越利益剰余金	15,282
その他	624	自己株式	△ 7
		純資産合計	29,423
資産合計	88,314	負債及び純資産合計	88,314

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2021年 4 月 1 日)
(至 2022年 3 月31日)

	百万円	百万円
売上高		26,715
売上原価		22,413
売上総利益		4,301
販売費及び一般管理費		1,382
営業利益		2,919
営業外収益		
受取利息及び配当金	5	
受取賃貸料	13	
受取保証料	31	
その他	2	52
営業外費用		
支払利息	61	
有形固定資産処分損	7	
賃借料	12	
その他	6	87
経常利益		2,884
特別利益		
投資有価証券売却益	135	
関係会社事業整理損失戻入額	50	186
特別損失		
投資有価証券売却損	25	
投資有価証券評価損	5	
その他	1	33
税引前当期純利益		3,037
法人税、住民税及び事業税	1,006	
法人税等調整額	△ 89	916
当期純利益		2,120

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資 準 備 金	資 剰 余 本 金 計	利 準 備 金	その他利益剰余金 固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金計 合 計
2021年4月1日残高	百万円 8,415	百万円 4,687	百万円 4,687	百万円 499	百万円 638	百万円 13,567	百万円 14,706
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△ 497	△ 497
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 91	91	—
当期純利益						2,120	2,120
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△ 91	1,714	1,622
2022年3月31日残高	8,415	4,687	4,687	499	546	15,282	16,328

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年4月1日残高	百万円 △ 7	百万円 27,801	百万円 82	百万円 82	百万円 27,883
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△ 497			△ 497
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
当期純利益		2,120			2,120
自己株式の取得	△ 0	△ 0			△ 0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			△ 82	△ 82	△ 82
事業年度中の変動額合計	△ 0	1,622	△ 82	△ 82	1,539
2022年3月31日残高	△ 7	29,423	—	—	29,423

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

東亜石油株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本	大
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高島	稔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東亜石油株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜石油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

東亜石油株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本	大
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高島	稔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東亜石油株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第149期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等規則に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、オンライン会議ツール等も活用しながら取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載されているとおり、京浜製油所における製品試験に関する不適切な行為が判明いたしました。本件につきましては、監査等委員会として、事実関係の調査と原因究明の状況を確認し、再発防止策が着実に実行されるよう注視してまいります。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

東亜石油株式会社 監査等委員会

監査等委員 小川 宗一 (印)

監査等委員 木村 滋 (印)

監査等委員 中村 新 (印)

監査等委員 久保 恵一 (印)

(注) 監査等委員 木村 滋、中村 新及び久保 恵一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は株主の皆様に対し安定的に配当を継続することを基本方針としております。

継続的かつ安定的な配当を実施するという観点から、当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額497,573,040円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役会の意思決定・監督機能の強化および業務執行における責任の明確化による経営の健全性・効率性の確保を目的として、執行役員制度を導入いたします。これに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第11条第1項および第2項は、株主総会の議長をあらかじめ取締役会にて定めた代表取締役とする旨を定めるものであります。
- ② 変更案第19条第2項は、役付取締役の規定を廃止するものであります。
- ③ 変更案第20条第1項および第2項は、執行役員及び役付執行役員に関する規定を追加するものであります。
- ④ 変更案第22条第1項および第2項は、取締役会の招集者および議長をあらかじめ取締役会にて定めた代表取締役とする旨を定めるものであります。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第10条 <条文省略> (議長) 第11条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長が、これに当たる。 2 取締役会長および取締役社長ともにさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。 第12条～第14条 <条文省略> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 <新設> 第16条～第18条 <条文省略> (代表取締役および役付取締役) 第19条 取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を定める。 2 取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。 <新設> 第20条 <条文省略>	第1条～第10条 <現行どおり> (議長) 第11条 株主総会の議長は、<u>あらかじめ取締役会にて定めた代表取締役が、これに当たる。</u> 2 <u>当該代表取締役にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。</u> 第12条～第14条 <現行どおり> <削除> (電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 第16条～第18条 <現行どおり> (代表取締役) 第19条 取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を定める。 <削除> (執行役員) 第20条 取締役会の決議をもって、執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。 2 取締役会の決議をもって、執行役員の中から社長執行役員を選定するほか、役付執行役員を選定することができる。 第21条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
(招集者および議長) 第21条 取締役会は、取締役会長または取締役社長これを招集して、その議長となる。 2 取締役会長および取締役社長ともにさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により、他の取締役がこれを代行する。 第22条～第36条 <条文省略> (附則) 第1条 <条文省略> <新設>	(招集者および議長) 第22条 取締役会は、あらかじめ取締役会にて定めた代表取締役がこれを招集して、その議長となる。 2 当該代表取締役にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により、他の取締役がこれを代行する。 第23条～第37条 <現行どおり> (附則) 第1条 <現行どおり> 第2条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 第3条 前条の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 第4条 本附則第2条から本条までの規定は、2023年3月1日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役全員（監査等委員である取締役を除く）（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの強化を図るべく取締役1名を減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	はら だ かず ひさ 原 田 和 久 (1961年7月19日生)	1984年4月 出光興産株式会社入社 2008年7月 同社北海道製油所副所長 2011年4月 同社経営企画部構造改革統括マネージャー 2012年4月 同社経営企画部経営戦略室長 2014年4月 同社執行役員人事部長 2017年6月 同社上席執行役員総務・人事担当（兼）人事部長 2019年4月 同社上席執行役員人事一部長 2020年4月 同社上席執行役員人事部長 2020年6月 当社代表取締役社長（現職） (選任理由) 出光興産株式会社における経営企画部戦略室長、人事部長を歴任し、現在は当社代表取締役を務めるなど豊富な経験に基づく優れた経営判断能力を有しており、当社の取締役として引き続き適切に遂行することができるものと判断しております。	1,380株
2	しし ど やす ゆき 宍 戸 康 行 (1967年1月23日生)	1992年4月 当社入社 2009年9月 当社経営企画室長 2016年3月 当社経営企画室長 兼 経理財務部長 2019年3月 当社取締役（現職） 2021年7月 扇島石油基地株式会社代表取締役社長（現職） (選任理由) 当社本社部門における人事総務・経営管理・環境安全部門などを統括するなど豊富な業務経験と経営全般に関する知見をもとに当社の取締役として引き続き適切に遂行することができるものと判断しております。	2,606株
3	さ わき しょう いち 佐 脇 昭 一 (1965年12月24日生)	1989年4月 当社入社 2015年4月 当社京浜製油所工務部長 2017年10月 当社京浜製油所製造部長 2020年2月 当社京浜製油所工務部長 2021年6月 東亜テックス株式会社代表取締役社長（現職） (選任理由) 当社京浜製油所における工務部長、製造部長を歴任するなど豊富な業務経験と高度な専門知識をもとに当社の取締役として適切に遂行することができるものと判断しております。	1,927株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
4	やま もと じゅん ぞう 山 本 順 三 (1965年2月20日生)	1990年4月 出光興産株式会社入社 2013年4月 同社製造技術部次長 2016年11月 ニソン・リファイナリー・ペトロケミカルニソン製油所長 2019年5月 出光興産株式会社徳山事業所長 2020年7月 同社執行役員徳山事業所長 2021年6月 同社執行役員製造技術部長（現職） （選任理由） 出光興産株式会社における製油所長、製造技術部長を歴任するなど豊富な業務経験と高度な専門知識をもとに実践的・多角的な視点から当社への助言をいただけると判断し、取締役の候補者となりました。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位および担当は、事業報告「4. (1) 取締役の氏名等」（12頁）に記載のとおりであります。
3. 各候補者の過去10年間および現在の当社親会社である出光興産株式会社における業務執行者としての地位および担当については、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおりであります。
4. 取締役候補者 山本 順三氏が取締役に選任された場合には、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年4月に当該保険契約を更新する予定であります。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. (5) 役員等賠償責任保険契約の概要等」（15頁）に記載のとおりであります。
6. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2022年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

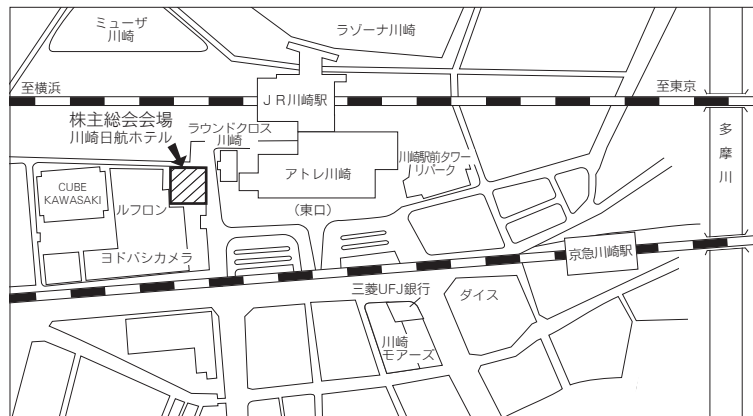
候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	お がわ そう いち 小 川 宗 一 (1961年7月10日生)	1985年4月 当社入社 2013年4月 当社京浜製油所管理部副部長 2015年2月 当社京浜製油所環境安全部長 2017年10月 東亜テックス株式会社代表取締役社長 2021年6月 当社取締役（監査等委員）（現職） (選任理由) 当社の環境安全部長、東亜テックス株式会社の代表取締役を務め、現在は監査等委員である常勤取締役を務めています。当社における豊富な業務経験と経営全般の知見を活かし、当社の事業発展に向けた監査機能を十分に発揮していることから、引き続き監査等委員である取締役の候補者となりました。	798株
2	く ぼ けい いち 久 保 恵 一 (1953年11月13日生)	1976年4月 等松・青木監査法人（現、有限責任監査法人トーマツ）入所 1990年6月 監査法人トーマツパートナー 2007年6月 監査法人トーマツ経営会議メンバー 2009年4月 デロイトトーマツリスクサービス株式会社代表取締役社長 2012年4月 中央大学大学院国際会計研究科客員教授 2015年1月 公認会計士久保恵一事務所開設（現職） 2019年3月 当社取締役（監査等委員）（現職） (選任理由および期待される役割の概要) 公認会計士として財務・会計についての高度な能力・見識およびコンサルティング等の豊富な業務経験を当社の監査体制に生かし、当社の経営において的確な助言・提言を行うなど、経営の監督に十分な役割を果たしていただいていることから、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。 監査等委員である社外取締役として再任された際には、会計専門家としての立場から企業会計に関する幅広い知識と見識に基づき、ガバナンス体制の適正性・妥当性や業務執行体制および経営課題への取り組み等に関する監督、助言などの役割を期待しております。	2,073株
3	つの だ かず よし 角 田 和 好 (1954年3月12日生)	1976年4月 菱和調温工業株式会社（現、株式会社テクノ菱和）入社 1981年10月 日立化成工業株式会社（現、昭和電工マテリアルズ株式会社）入社 1996年8月 同社下館工場積層材料部長 2000年2月 台湾日立化成工業株式会社 董事長兼総経理 2005年4月 日立化成工業株式会社執行役 2006年4月 同社執行役常務 2010年4月 日立粉末冶金株式会社代表取締役社長 2011年4月 日立化成工業株式会社代表執行役・執行役専務 2014年6月 日立化成株式会社（現、昭和電工マテリアルズ株式会社）取締役 監査委員会委員長 2018年2月 キュービー株式会社社外監査役 2018年6月 パンチ工業株式会社社外取締役 (選任理由および期待される役割の概要) 事業会社にて、執行・監督双方の責任者を務め、経営および監査の豊富な経験を有しており、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に生かし、独立した立場から、取締役会の意思決定機能および監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役として適任と判断しております。	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
4	たか はし あき と 高 橋 明 人 (1975年 3 月30日生)	2000年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2005年 4 月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2009年 9 月 高橋・片山法律事務所開設 2012年 3 月 日本カーボン株式会社社外監査役 2012年12月 株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス （旧株式会社ACKグループ）社外監査役 2015年 3 月 日本カーボン株式会社社外取締役 2015年12月 株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス （旧株式会社ACKグループ）社外取締役（現職） 2018年 2 月 オーエスジー株式会社社外取締役監査等委員（現職） （選任理由および期待される役割の概要） 弁護士としての専門的な知識・経験等を有しており、その知識・経験等を当社の監査体制に生かしていただきたいため、監査等委員である社外取締役として、当社の経営の監督機能強化に寄与いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役の候補者 久保 恵一氏、角田 和好氏および高橋 明人氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外取締役の候補者であります。
3. 監査等委員である取締役の候補者 久保 恵一氏は当社の現在の社外取締役であり、社外取締役としての在任年数は本総会終結の時をもって3年3ヶ月となります。
4. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位および担当は、事業報告「4. (1) 取締役の氏名等」(12頁)に記載のとおりであります。
5. 取締役候補者 小川 宗一氏、久保 恵一氏と当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額であります。各氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、取締役候補者 角田 和好氏および高橋 明人氏が原案どおり選任された場合は、当社は各氏との間で当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年4月に当該保険契約を更新する予定であります。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. (5) 役員等賠償責任保険契約の概要等」(15頁)に記載のとおりであります。
7. 候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2022年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、当社社員持株会における本人持分を含めて記載しております。

以 上

株主総会会場案内図



1. 所在地 神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
川崎日航ホテル 11階「橘」
電話 044(244)5941
2. 交通 JR川崎駅東口下車徒歩1分
京急川崎駅下車徒歩5分